

暗号資産及びトークンの送付依頼書兼承諾書

私は、貴社の暗号資産アドレス宛に送付された、貴社において取扱いのない暗号資産(またはトークン)について、私が指定する暗号資産アドレスへの送付を依頼します。送付を依頼するにあたって、指定する暗号資産アドレスは、犯罪による収益の移転防止に関する法律等に違反するアドレスではなく、かつ、私が保有・管理するアドレスであることを表明、保証し、以下について承諾致します。

記

- ・私が保有・管理する暗号資産アドレス宛に送付を依頼します。当該アドレスについては、別途メール本文にて入力し指定するとともに、当該アドレスについて、私が保有・管理していることが確認できる画像を添付します。
- ・送付手続きについては、貴社に一任します。
- ・私の貴社取引口座内の日本円残高から、貴社が指定する額の手数料を支払います。
- ・貴社が指定する額の手数料を私の口座残高より差し引くことに同意いたします。
- ・上記の方法により送付手数料が支払われた後、貴社が送付手続きを開始することについて異議を述べません。
- ・下記の損害について一切の責任は私が負うこととし、貴社に故意重過失が認められる場合を除き、貴社の責任は免除されます。
 - 1) 指定する送付先の暗号資産アドレスに起因する損害
 - 2) 送付手続きに起因する損害
 - 3) 如何なる理由であれ、送付先アドレスでの暗号資産(もしくはトークン)の受入ができないことにより生じる損害
- ・指定する送付先アドレスにて暗号資産(もしくはトークン)の受入ができなかった場合であっても、支払った手数料の返還は請求致しません。
- ・上記の表明保証に偽りがあったことにより貴社に生じた損害については、速やかに賠償致します。

以上